

## 業務委託仕様書

### (総則)

第1条 本仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団（甲）が、受託者（乙）に委託する  
沖の城跡空中写真撮影及び測量業務に適用するものである。

### (作業基準)

第2条 本業務は、本仕様書に基づき実施するものとする。

### (業務内容)

第3条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務内容 別紙1のとおり
- (2) 業務場所 東広島市安芸津町風早（別紙2のとおり）
- (3) 履行期間 契約の日から令和6年2月29日まで
- (4) 現地作業実施日 履行期間内で指定した日（調査前の第1回目は令和5年7月3日  
から7月7日の間のうち1日、調査後の第2回目は令和5年12月11日から令和6年  
2月2日の間のうち1日）

### (工程表等の提出)

第4条 本業務を実施するにあたり、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 作業工程表
- (2) 業務着手届（業務完了後は業務完了届）
- (3) 現場代理人又は主任技術者通知書  
（許可手続き等）

第5条 空中写真撮影にあたり、関係法令等に基づく許可等の手続き等が必要な場合は、  
乙の責任において行うこと。

2 本業務現地作業中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対しては、乙がその責任を  
負い、一切の処置を講ずるものとする。

### (履行期間中の資料等の保管)

第6条 本業務の実施により収集・作成された資料(写真・図面及びその他の記録物)につ  
いては、本業務履行期間中は、乙の責任において適切に管理・保管しなければならない。

2 本業務の実施により作成された資料(写真・図面及びその他の記録物)については、許  
可なく他に利用してはならない。

### (成果品)

第7条 受注者は、本業務を完了したときは、別紙1に示した成果品を甲に提出しなけれ  
ばならない。

2 甲は、乙から提出された成果品を検査し、当該検査の結果を乙に通知しなければなら  
ない。

3 乙は、前項の規定の検査に合格しないときは、直ちに修正して甲の検査を受けなければならない。

4 成果品の提出・修正に要する経費は、乙が負担するものとする。

(業務委託料の支払い)

第8条 業務委託料の支払いは、本業務完了後の一括払いとする。

2 乙は、前条第2項の検査に最終的に合格したときに、業務委託料の支払いを請求することができる。

(本業務完了後の資料等の取扱い)

第9条 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料(成果品を含む写真・図面及びその他の記録物)の所有権及び著作権は、本業務完了後はすべて甲に帰属するものとする。

2 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料(成果品を含む写真・図面及びその他の記録物)は、本業務完了後においても、甲の許可なく無断で公表し、また第三者に貸与及び使用させてはならないものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第10条 本業務に係る重要な指示等及び協議は、書面により行うものとする。ただし、業務場所における詳細な指示等及び緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。

(疑義の解決)

第11条 本仕様書に疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。

## 1 業務内容

(1) 撮影（調査前及び調査後 2 回、撮影・検査・対空標識設定等）

遺跡全体の近景・遠景等を斜め上や真上からの撮影を実施する。

撮影カットの内訳（別紙 4 のとおり）

(2) 測量（数値図化・数値編集・出力等）

対象の調査区は 3519.3 m<sup>2</sup>である。（別紙 3 のとおり）

測量は調査区の全体を調査前と調査後の計 2 回行い、図化する成果は「3 成果品」のとおりとする。

## 2 撮影方法及び撮影範囲

ラジコンヘリコプター等に中判サイズ以上の撮影が可能なカメラを搭載し、撮影を行う。撮影範囲は、モニター画面等で甲が指示した範囲とする。

## 3 成果品

|     | 内 容  | 数量    |
|-----|--|-------|
| (1) | 写真画像<br>中判サイズ：ポジフィルム 5 カット<br>中判サイズ：白黒フィルム 5 カット<br>デジタル写真 5 カット<br>※ 中判サイズについては、6×6判以上の同等品であれば可とし、<br>現像した写真原版及びベタ焼きしたものを納品すること。<br>※ デジタル写真については、解像度 1,200dpi 以上、3,000×3,000<br>ピクセル以上のサイズで、RAW 及び JPEG 形式の画像データとする。 | 一式    |
| (2) | 平面図（マイラー図）1/100  | 一式    |
| (3) | 断面図（マイラー図）1/100<br>※ 調査後の 2 箇所（最高所から最低所まで）とし、2 回目の測量の<br>際に箇所を指示する。  | 一式    |
| (4) | (2)及び(3)の A I（Adobe・イラストレータ）データ  | 一式    |
| (5) | (2)及び(3)の出力図   | 各 2 部 |
| (6) | 三次元データファイル<br>（汎用的なパソコンソフトで開帳できるものとする）<br>（LandXML に準拠した形式及び A I データ）  | 一式    |
| (7) | (2)及び(3)作成に際して作成したオルソ画像  | 一式    |

※ デジタルデータは USB メモリなどの電子納品を基本とし、甲が指定する職員の確認を受けること。

#### 4 留意事項

基準点及び水準点測量は、実施済のため本業務の対象外とする。

業務着手時には、事前に現地打合せを実施することとし、その費用を見込むこと。

空中写真撮影業務についても併せて行う。

撮影後は速やかに点検・現像処理を行い、遺構細部の画像が明瞭に現れるよう努め、現像の正否について、速やかに甲に報告すること。

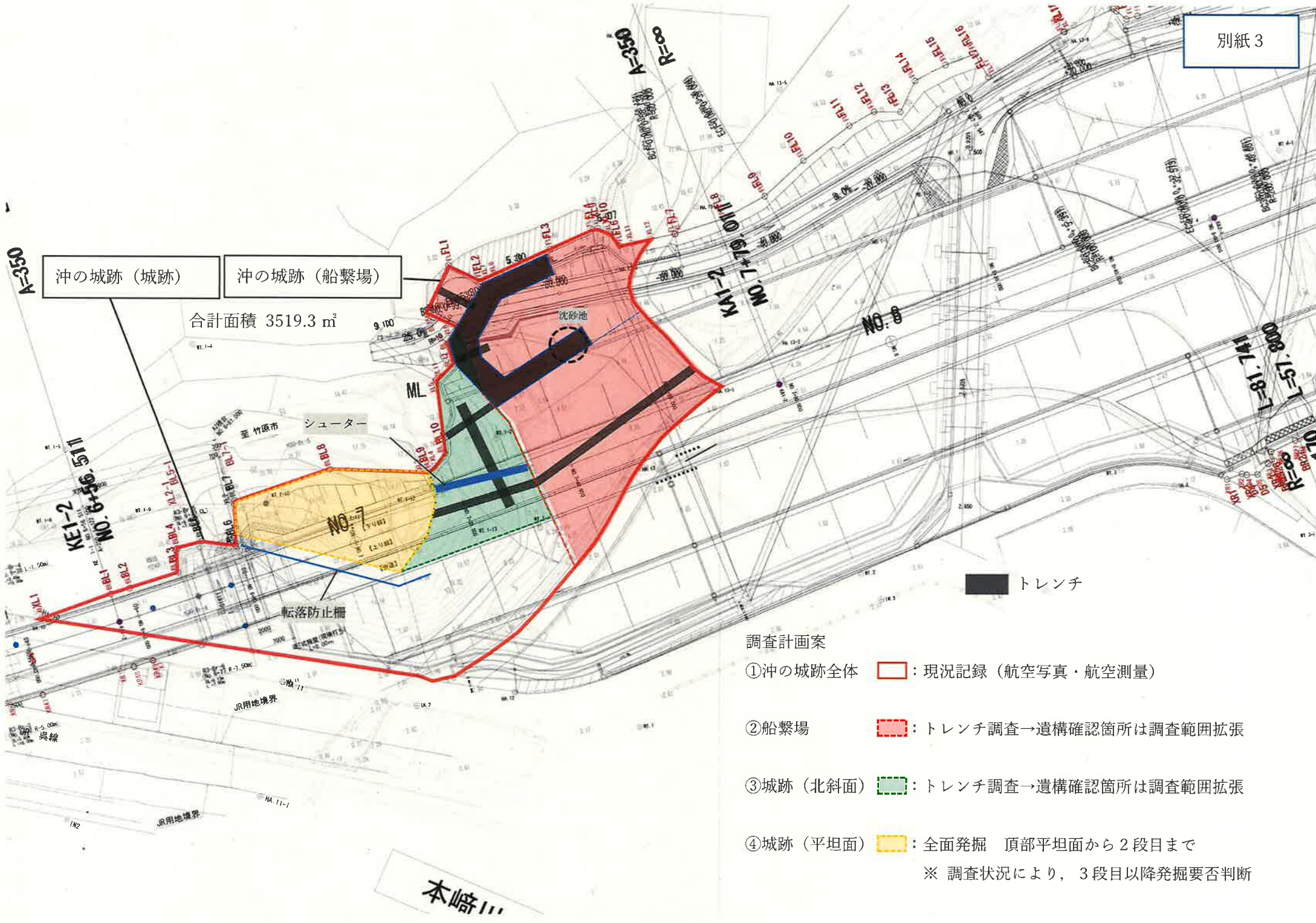
実測図の作成については、現地作業の終了後速やかに校正のための図面を提出し、担当職員による校正を受けること。修正した上で校了とされた図面については、成果品として図面作成を行うこと。なお、校正回数は原則として3回とする。

#### 5 その他

整飾については、次の各号を入力する。

- a 図名及び番号
- b 発注者名及び調査会社名
- c 計測・図化の緒元
- d 公共座標値
- e 縮尺及び方位
- f バースケール
- g 測量年月日





沖の城跡 (城跡)      沖の城跡 (船繋場)

合計面積 3519.3 m<sup>2</sup>

トレンチ

調査計画案

- ① 沖の城跡全体       : 現況記録 (航空写真・航空測量)
- ② 船繋場             : トレンチ調査→遺構確認箇所は調査範囲拡張
- ③ 城跡 (北斜面)     : トレンチ調査→遺構確認箇所は調査範囲拡張
- ④ 城跡 (平坦面)     : 全面発掘 頂部平坦面から2段目まで

※ 調査状況により, 3段目以降発掘要否判断

本崎

